

# 企画提案書作成要領

企画提案書は、仕様書及び機能要件一覧表の内容を踏まえ、記載事項に従い作成すること。専門知識がない審査委員が評価するため、できるだけ平易な表現で（専門用語を使用する際には、注釈をつけること）分かりやすく具体的に作成すること。

また、仕様書や以下に示していない内容でも、本市にとって有益になると思われるものについては、積極的に提案すること。

## 1. 企画提案書の提出

(1) 提出期限 2019年3月29日（金） 午後5時

(2) 提出書類 正本1部、副本9部

ア 企画提案書

イ 機能要件一覧表

ウ 見積書

※正本については、見積書に届出印を押印すること。またア、イの提出書類は、ファイル等で綴じ、提出すること。

(3) 提出物について

ア 企画提案書

① 企画提案書は、下記の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。

② 要件を満たさない内容またはより良い提案がある場合は、その差異を明記すること。

③ 企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本工業規格 A4 横上とじ、文書は横書き（一部 A3 版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。カラー、白黒印刷は問わない。

④ 企画提案書には、表紙、裏表紙、目次をつけ、各ページには一連のページ番号を記載すること。

⑤ 提案内容はすべて実現可能なものとし、根拠も含めできる限り具体的であること。なお、業務委託契約後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。

## イ 企画提案書の構成

番号	項目	記載すべき事項
1	会社概要	会社概要、経営状況等
2	実績	国や地方自治体、民間企業等における AI サービスの構築及び提供実績とその構築及び提供内容
3	システム構築及び運用の形態について	FAQ 検索システムの構築及び AI チャットボット構築及び運用に係る体制について記述すること。
4	業務・機能要件について	提案者が提案するシステムの概要について提示すること。また、

	て	本市が提示した業務・機能要件の他に、提案者において追加提案可能な業務・機能があれば、それを提案するとともに、対応できない業務・機能要件がある場合は、その理由とともに提示すること。
5	セキュリティ要件について	提案者が考える自動応答システムのセキュリティ確保の対策について提示すること。なお、以下の項目を含めて記述すること。 ① 通信経路の暗号化（TLSの使用など） ② 侵入阻止（ファイアウォール、IPアドレス制限など） ③ ウィルス対策 ④ 侵入検知・防御（IPSやWAF等の配置など） ⑤ ネットワーク環境（インターネットVPNの使用など）
6	プロジェクト実施要件について	提案者が想定している本業務における「業務実施体系図」について提示すること。
7	AI活用の在り方	提案者が考えるAI活用の在り方について、これまでの取り組みを踏まえて提示すること。また、提案者の実績を踏まえ、今回のAIを活用した問い合わせ自動応答システムの必要性及び構築において重視すべき点を記述すること。
8	AIサービス導入の効果	今回のシステム導入によって、実現される効果を具体的に記述すること。また、当該効果を得るために、どのような点に留意すべきかを記述すること。
9	サービス提供に係る費用の考え方	FAQ検索システム及びAIチャットボットのサービス提供費用(料金体系)について以下の観点から記述すること。 ① FAQの件数を追加した場合 ② システムの利用者数またはアクセス数が増加した場合 ③ 回答精度向上等のためのチューニング作業 ④ その他、提案者のシステムで設定している料金体系
10	AIに関する要件について	本業務において、提案者が提供する正答率改善対応策等（チューニング作業など）について、具体的に記述すること。
11	自由提案	市が要求している以外に、有効な機能があれば自由に提案すること。

#### ウ 機能要件一覧表

記載されている項目について、提案可能な業務・機能要件であれば「○」代替案で提案可能な場合は「△」対応できない業務・機能要件がある場合には「×」とその理由を記述すること。

また、提案者において追加提案可能な業務・機能要件があればそれを提示するとともに、その理由も提示すること。

#### オ 見積書

本業務の一式についての見積りを記載し、提出すること。

① 構築費用

設計関連費、デザイン費、導入費等、構築に掛かるすべての費用の額及び合計額を記載すること。

② 運用保守費

ハードウェア、ソフトウェア等、システムの運用保守に掛かるすべての費用の額、消費税及び地方消費税額及び合計額を記載すること。

なお、本企画提案に際しては、2020年3月31日までの間に必要な費用について全ての額を記載すること。

③ 消費税及び地方消費税額

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。